

# 仕 様 書

(総則) 福山市民病院において使用するカーテン、ブラインド及びロールスクリーン等(以下「カーテン等」という。)の賃貸借並びにメンテナンスについて、次のとおり定める。

## 第 1 条 カーテン等の仕様

### 1 共通

- (1)カーテン等の設置場所、種類、規格及び数量等は、別紙「新本館 I 期棟カーテン明細一覧表」及び「新本館 I 期棟ロールスクリーン明細一覧表」、並びに「西館カーテン明細一覧表」、「西館ブラインド・ロールスクリーン明細一覧表」、「東館カーテン明細一覧表」、「東館ブラインド・ロールスクリーン明細一覧表」のとおりとする。
- (2)カーテン等は、別紙「性能表」と同等以上のものとし、仕様を満たしていることを証明する書類及びサンプルを事前に病院へ提示し、あらかじめ承認を受けること。
- (3)色彩及び厚み等についてはすべて業者見本提示に基づいて病院の指定したもの(別紙「性能表」)を使用すること。
- (4)カーテン等の製作については、製作前に必ず契約業者が現場において実測の上製作すること。なお、カーテン等の寸法はできる限り統一すること。

### (5)事業期間

2026 年(令和 8 年)4 月 1 日から 2031 年(令和 13 年)3 月 31 日まで

ア 納期は原則として以下のとおりとする。

新本館 I 期棟 2026 年(令和 8 年)7 月 31 日

西館・東館 2026 年(令和 8 年)3 月 31 日

イ 納期までにすべての取り付けを完了すること。なお、取り付けは全て契約業者が行うこと。取り付けにかかる期間は本業務の準備期間とし、この期間における委託料は発生しない。新本館 I 期棟においては 2026 年(令和 8 年)8 月 1 日から、西館・東館においては 2026 年(令和 8 年)4 月 1 日から委託料が発生するものとする。

ウ 契約業者は、事業者選定後、速やかに納期までの作業スケジュールを作成し、病院に提出、承認を得ること。

### 2 カーテン本体

- (1)消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 8 条の 3 第 1 項で定める防災対象物品であり、消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)第 4 条の 3 第 4 項で規定する基準以上の防災性能を有すること。また、防災性能の測定は、消防法施行規則(昭和 36 年号外自治省令第 6 号)第 4 条の 3 第 4 項によるものとする。
- (2)組成はポリエステル 100%であること。無地仕様の場合、無地部分に性能が劣化しないカーボン糸を等間隔に編みこんだものとする。
- (3)防災ラベルをカーテン 1 枚ごとに見えやすい位置に縫い付けること。
- (4)洗濯堅牢度は JIS-L0844 A-2 法による基準値が変退色、汚染ともに 4 級以上であること。また、JIS-L0217 103 法による吊干し繰り返し洗濯 5 回後の寸法変化率がタテ±1%以内、ヨコ±2%以内であること。
- (5)耐光堅牢度は JIS-L0842 法による基準値が 4 級以上であること。
- (6)「メッシュ」はスプリンクラーの散布を妨げないよう上部がメッシュで透過率 65%以上、メッシュ部分の長さは 60 cm から 70 cm 前後とし、制電処理が施されていること。
- (7)「プレーン」、「メッシュ」は繊維製品新機能評価協議会の特定用途対応 SEK マークに準ずる抗菌性(特定用途)を有すること。
- (8)「暗幕」は JIS-L1055A 法で遮光率が 1 級(100.00~99.99%)であること。
- (9)「遮光」カーテンは JIS-L1055A 法で遮光率が 2 級(99.98~99.80%)であること。
- (10)「プレーン」、「メッシュ」、「シャワー」はヒダなしとし、「ドレープ」、「レース」、「遮光」、「暗幕」は、1.5 倍

の横ヒダとする。

- (11)カーテンのサイズを記載したラベルを、カーテン 1 枚ごとに見えやすい位置に縫い付けること。
- (12)至急にカーテンを交換する必要がある場合に対応できる十分な数の予備カーテンを製作し、病院に保管しておくこと。そして、随時予備カーテンの在庫量の確認し、不足とならないようにすること。なお、予備カーテンは必要とするカーテンの仕様に準ずるものとする。
- (13)カーテンの縫製、クリーニングは契約業者にて行うこと。

### 3 カーテンフック

- (1)ステンレス製であること。
- (2)カーテン本体に縫い付け、またはこれに準ずる方法で取り付けるもの（ポリエステル 100 パーセントのテープに一体的に縫着したものでかつ、取り付け部分の強度を増すためにフックの固定部分を連続的にテープでかぶせ縫いに仕上げたもの 等）とし、使用中容易に脱落しないよう、フック部分の芯地は 2 重に縫製すること。また、洗濯時に絡まることのないよう工夫すること。

### 4 ブラインド

手動式横型ブラインド（コードによるワンコントロール式）で、スラット幅は 25 mm とし、材質はアルミニウム合金であること。

### 5 ロールスクリーン

- (1)スプリング式で、生地は縫い合わせのない一体構造とし、材質はポリエステル 100%、ウォッシュャブル生地であること。
- (2)チェーンで生地の昇降操作が可能であること。

## 第 2 条 メンテナンス

### 1 メンテナンスの種類

- (1)メンテナンスの種類は定期及び臨時とする。
- (2)定期メンテナンスは別表年間スケジュールに基づき契約担当課及び各部署の責任者と協議の上、部署ごとの作業工程、及び責任者の配置を含む作業員名簿を作成するとともにこれを提出して承諾を得るものとする。
- (3)臨時メンテナンスは破損または感染症・血液・薬品・便・尿等の汚染など、病院が必要と認めた場合、契約業者は速やかに従業員を派遣し、随時行うものとする。

### 2 管理台帳の整備

賃貸借物件ごとの規格や設置場所等を明記した管理台帳を作成し、病院が求めた場合は提出できるようにすること。

### 3 カーテンのメンテナンス

#### (1)カーテンの取り外し、予備カーテンの取り付け

カーテンの交換をする際は、取り外したカーテンを床に置かずランドリーバッグ等に入れ、床を汚さない等留意し清潔環境を維持すること。

取り外した場所に予備カーテン（仕様はカーテン本体と同一、または本体の仕様に準ずるものとする）を取り付けること。

なお、血液等による激しい汚染の場合などにおいて、洗濯・滅菌処理では本来の抗菌効果が得られないと判断された場合は新品のカーテン（仕様はカーテン本体と同一のものとする）を取り付けること。

#### (2)洗濯・滅菌

カーテンの洗濯は契約業者にて行うこと。洗濯の工程は、湯洗・濯ぎ・プレス仕上げを基本とする。

ただし、感染症の患者が使用したカーテンは、二次感染防止のため、病院があらかじめ予備消毒及び袋詰めを行い、その旨を表示して賃借業者に引き渡す。契約業者は、クリーニング工場にて、当該菌に対する効果のある方法で滅菌処理を行った後、工程に沿って洗濯を行うこと。

カーテンクリーニングは、衛生面を考慮しカーテン専用の洗濯機によるクリーニングを行うものとする。

### (3)カーテンの点検補修

メンテナンス時にカーテンフックの破損、カーテン本体のほつれ・破れ、ラベルに記載してあるカーテンサイズの薄れなどを点検し、必要に応じて補修を行うこと。

### (4)予備カーテンの取り外し、洗濯済みカーテンの取り付け

予備カーテンの設置期間が実日数で10日間を超えないこと。目安として、1日当たりあたり交換量を1,500㎡以上とすること。ただし、カーテン本体と同一仕様の予備カーテンを設置している場合はこの限りではない。

### (5)臨時クリーニング

費用に関しては別途協議とする。

## 4 ブラインドのメンテナンス

### (1) クリーニング

病院敷地内の病院が指示する場所で洗い・濯ぎ・乾燥仕上げを行い、当日中にもとの位置に戻し入れること。洗浄に使う水は病院の水道を使用してかまわない。

### (2) ブラインドの点検補修

メンテナンス時に点検を行い、必要に応じて補修（部品を補充した場合は実費請求）を行うこと。

## 5 ロールスクリーンのメンテナンス

メンテナンス時に点検を行い、必要に応じて補修（部品を補充した場合は実費請求）を行うこと。

## 6 カーテンレールの点検補修

メンテナンス時に点検を行い、必要に応じて補修（ランナー等部品を補充した場合は実費請求）を行うこと。

## 7 メンテナンスの完了報告

メンテナンスが完了したときは、病院の検査を受け完了報告を提出すること。補修があった場合は完了報告に補修箇所も明記すること。作業予定日に実施できなかった場所については病院へ報告するとともに日程等を協議すること。

## 第3条 その他注意事項

### 1 注意事項

(1)作業員は名札及び社名入りの作業服を着用すること。

(2)作業を行うに当たっては、事故及び感染に対する安全対策を講じ、十分な経験を有する作業員(1人当たりの作業量が1,000㎡/日以上)が、患者や診療の妨げにならないよう慎重かつ静粛に行動すること。また、女性専用諸室の作業を行うにあたり、病院からの指示があった場合は、女性作業員の配置を行うこと。

(3)物品の運搬に使用するエレベータ及び回収場所は病院の指示に従うものとする。

(4)作業員は、病室・診察室等に入室する際は必ずその部署の責任者の許可を得て入室すること。また、作業員全員に統一した清潔な作業着を着用させ、名札を付けること。

(5)契約期間中のカーテンは契約業者負担で動産総合保険に加入し、全額保証すること。ただし、病院若しくは患者が故意に破損した場合は、病院若しくは患者の実費弁償とする。

(6)契約業者は品質維持管理を目的として、クリーニング工場の従事者の中に最低1名はクリーニング師の資格を有するものを配置すること。

(7)広島県内の 200 床以上の病院への導入実績が 3 件以上あり、現在も契約が継続中であること。

(8)賃貸料の支払いは月払いとする。見積においても月額リース料を記入すること。

## 2 受託者の責務

### (1) 関係法令の遵守

契約業者は、従業員に、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、その他事業の遂行に適用されるすべての法令について指導・教育を行うこと。

### (2) 守秘義務

契約業者は事業で知り得た発注者の秘密を第三者に漏らしてはならない。これは、貸付許可の解除及び期間満了後においても同様とする。また、発注者の許可なく本事業で使用しているデータ類を持ち出してはならない。

### (3) 個人情報の保護

ア 契約業者及び従業員（以下「契約業者等」という。）は、「個人情報保護法」を遵守すること。

イ 契約業者等は、事業上知り得た職員等の個人情報を第三者に漏らしてはならない。本契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

### (4) 信用失墜行為の禁止

契約業者等は、発注者の信用を失墜させるような行為をしてはならない。

### (5) 事業の引き継ぎ

契約業者は、本委託業務契約期間の満了又は解除に伴い事業を停止するときは、事業の引継ぎ又は引渡しに十分に配慮し、発注者の事業に支障をきたすことがないようにすること。

### (6) その他の条件

責任者を選任し、発注者の承認を得ること。また、やむを得ず責任者を変更する場合は、事前に発注者の承認を得た上で、後任者へ十分な引継ぎを行い、事業へ支障をきたさないようにすること。

## 3 調査報告及び事業改善

発注者は、契約業者に対し本事業に関する調査又は報告を求め、必要がある時は改善を求めることができる。この場合、契約業者は、直ちに調査、報告を行うとともに、改善した結果を報告しなければならない。

## 4 病院が実施する事業への協力

契約業者は、病院が実施する本事業に関連があると認められる事業の実施に協力すること。

## 5 損害賠償責任等

契約業者は、故意又は過失により病院又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負うものとする。

利用者による使用許可部分の設備汚損、破損等契約業者がその損害を賠償しなければならない。

## 6 施設設備機器等

(1)契約業者は、委託業務を行うにあたり、病院の所有する施設、設備機器等を使用すること。なお、目的以外の使用は一切禁止する。

(2)契約業者は、施設、設備機器等が故障もしくは破損した場合において、簡易に修理できるものについては自ら行うこと。

(3)契約業者は、契約が満了し終了する場合には、契約期間内に自己の負担において原状回復し、病院の検査を受け、承認を得たのち病院へ返還しなければならない。

ただし、病院が特に必要がないと認めるときはこの限りではない。

## 7 再委託の禁止

契約業者は、原則として本業務を再委託してはならない。ただし、病院が特に認める場合はこの限りではない。

## 8 契約の解除

病院が、本仕様書に記載されている事項が誠実に履行されていないと認めるときは、契約期間中であっても、契約業者と協議した上で契約を解除できる。

## 9 準備業務

本業務を開始するに伴って発生する準備業務については、病院と積極的に連携を図り、確実な業務立ち上げを行うこと。

## 10 増改築事業への対応

契約業者は、病院が現在進行中の増改築事業（別表（改修工事スケジュール）のとおり）に伴う、一部の場所・期間のカーテン等の取り外し、仕様変更を伴う新規品目の設置について、病院と協議のうえ対応すること。

- (1)病院と連携を図り、設置品目の検討から改修工事前のカーテン等の取り外し、新規品目を含むカーテン等の設置に対応すること。
- (2)発生する費用は、原則、契約業者負担とする。なお、病院の指示により改修工事前後で著しくカーテン等の性能、数量が変更される場合は、病院と協議を行うこと。

## 11 非常時における対応

災害時等の非常時においては、契約業者は病院の要請に応じ施設の使用、人的及び物的支援等最大限の協力を行うこと。

## 12 疑義の解釈

この仕様書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は、病院と契約業者で協議する。契約期間において、情勢の変化により仕様内容について変更する必要がある場合は、臨機応変に対応すること。

別表（年間スケジュール）

		2026年度（令和8年度）			2027年度（令和9年度）			2028年度（令和10年度）			2029年度（令和11年度）			2030年度（令和12年度）											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
新館	間仕切/窓用等																								
	ロールスクリーン																								
西館	間仕切/窓用等																								
	ブラインド・ロールスクリーン																								
東館	間仕切/窓用等																								
	ブラインド・ロールスクリーン																								

別表（改修工事スケジュール）

棟	改修対象					工事期間（現時点）※
	改修前			改修後		
	階	部門	主な諸室	部門	主な諸室	
西館	2F	医局	医局、図書、更衣室 等	検体検査部	検体検査、病理検査室 等	令和9年5月～令和9年10月
東館	B1F	栄養部門	厨房・事務室 等	管理部門	中央更衣室 等	令和8年9月～令和9年3月
	1F	救急外来	処置室、診察室 等	薬剤部門	調剤・執務エリア、当直室 等	令和8年9月～令和9年3月
		検体検査部	第1生理検査室	外来部門	小児科外来 等	令和8年9月～令和9年3月
	2F	救命救急C	ICU・HCU 等	透析	透析室 等	令和8年9月～令和9年3月
				医局	医局全般、更衣室 等	令和8年9月～令和9年3月

※ 工事期間は増改築事業全体の工程進捗により、改修の期間や手順等が変更される可能性がある。